

新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な資金の特例貸付に関するご案内

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち以下の資金について特例貸付を実施しています。

(貸付には審査があります。)

○緊急小口資金（特例）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を実施

○総合支援資金（特例）

日常生活の維持が困難となった場合に、原則3月以内の生活費用の貸付を実施

生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

具体的な内容は裏面をご覧ください。

久留米市内にお住まいの方のお問合せや貸付のご相談は、感染拡大防止のためお電話にてお受けしております。

【お問合せ先】

久留米市社会福祉協議会

所在地：〒830-0027

久留米市長門石1-1-34
(久留米市総合福祉センター内)

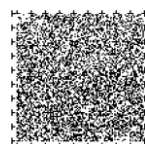
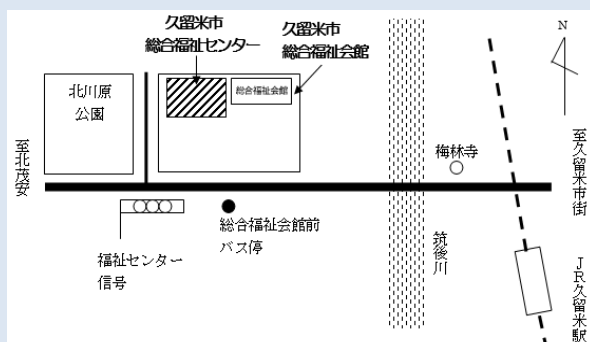
専用電話：0942-34-3122

携帯電話：080-1539-3864

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）/ 9:00～16:00

※ 電話によるご相談が難しい方は、

①氏名 ②希望の連絡手段（FAX、Eメール等）を記入し、
FAX(0942-34-3090)送信してください



休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

10万円以内。ただし、次に該当する場合等で、特に必要と認められる場合は、20万円以内

- ① 世帯員のなかに新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ② 世帯員に要介護者がいるとき
- ③ 世帯員が4人以上いるとき
- ④ 世帯員に次の事情で子の世話をすることが必要となった労働者がいるとき
 - ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - イ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子
- ⑤ 世帯員のなかに個人事業主がいること等のため、収入減収により生活に要する費用が不足するとき

生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

■据置期間

1年以内

■償還期限

2年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

失業された方等向け（総合支援資金・生活支援費）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

■据置期間

1年以内

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要